

鷗外の背景としての一九世紀の津和野

—場所論として—

序

小論は、作家森鷗外の背景を為す一九世紀の津和野の歴史を、場所論的に考察するものである。筆者は先に、森鷗外の作品の背景を為す津和野の風景の意味を考察した（『鷗外の背景としての津和野の風景 —場所論的考察—』『地域文化研究 一二』梅光女学院大学地域文化研究所紀要、一九九七）。その際考察の手段として用いたのは場所論としての哲学的方法であったが、小論でもそれを踏襲する。なお、その方法については、紙幅の関係上、ここでは場所論における歴史の意味について重点的に述べる。

西田幾多郎は「弁証法的—般者（場所、唯一絶対的存在≡筆者註）の自己限定に於ては個物的限定と一般的限定とは何処までも相対立したものでなければならぬ。而もそれが一である所に、弁証法的過程としての行為の世界、社会的・歴史的進行の世界というものが考えられるのである。」（『西田幾多郎全集 第七卷』岩波書店、一九四九／一九八八、一九一頁）と述べて、世界の変化発展の具体的な現れを歴史に見ようとする。この引用において、「弁証法的—般者」とは唯一絶対的存在そのもの、西田幾多郎の術語では「場所」に相当する。つまり、時空すべてを一元的に、また、その最も根底にお

荒 木 正 見

いては均質的に捉えるのが西田幾多郎の存在論であるが、それは、存在や神なども名付けられない「あること」そのことであり、名付けることでまた限定されることを惧れて、あえて外枠としての「ありか」すなわち「場所」と名付けたのであった。この「場所」が自らを限定したものが「個」である。その限定は場所全体のダイナミズムに関わり、その意味では一般的限定である。しかし、西田幾多郎はこの個は、全体としての場所と優劣があるものではないとする。「個物の世界から言えば、個物がどこ迄も一般を限定する。」（『西田幾多郎全集 第十四卷』岩波書店、一九五一／一九八八、四七〇頁）と、個は個物的限定として働き、個と全体とが相互に限定しあうそのことを重視する。これが、西田幾多郎のいう弁証法であり、この相互運動は、具体的な歴史としてわれわれに示されているのである。

この相互運動的な構造は存在一般の構造として普遍性があるのだから、具体的な場所に対しても、その構造を当てはめることができる。すなわち、考察の方法としては、個、この場合は森鷗外の作品そのもの、すなわち森鷗外の作品の本質的傾向性と、その背景を為す津和野という場所の相互限定の運動に着目することになるが、こ

の論文の特徴として、とりあげる作品内容の時期が森鷗外の幼児期に相当するため、鷗外自身の側からの場所に対する限定というよりは、津和野という場所からの鷗外に対する限定に偏ることを前以て断っておく。

なお、引用において旧漢字、旧仮名は、「鷗」を除いて、現在のものに直した。

1 鷗外の作品と津和野

先の拙論でも述べたように、鷗外の作品において、津和野の描写は思いのほか少ない。その最大の理由は、『自紀材料』に「明治五年 十一歳。六月二十六日石見国鹿足郡町田村の居を出で、父と東京に向う。」(五頁)と記されるように、鷗外が満十歳にして上京したことにある。しかし、「余は石見人(いわみのひと) 森林太郎として死せんと欲す」という遺言(『鷗外論集』講談社学術文庫、一九九〇、二一九頁)を記すに至る、津和野に対する元型的な思いは継続した。そこで先の拙論では、彼の人格発達のテーマによって記された『キタ・セクスアリス』における彼の搖籃期に対する記述を参考に、その背景としての津和野との関わりを考察したのであった。小論でもその方法を踏襲するが、同じ箇所を今度は歴史的視点から考察しなければならぬので、先の拙論に重複するが、津和野に触れた箇所を再び書き抜くことにする。

主人公数え年六歳の時の記述。

①「中国の或る小さいお大名の御城下にいた。廃藩置県になって、県庁が隣国に置かれることになったので、城下は俄に寂しくなった。／お父(とう)様は、殿様とごいっしょに東京に出て入らっしゃる。」

(『鷗外全集 第五巻』岩波書店、昭和四七年、九二頁)

②「お父様は藩の時徒士(かち)であったが、それでも土塀を繞(めぐ)らした門構えの家に丈(だけ)は住んでおられた。門の前はお濠(ほり)で、向こうの岸は上(かみ)のお蔵である。」(同、九二頁)

③「此辺(このへん)は屋敷町で、春になっても、柳も見えねば桜も見えない。内の塀の上からまっかな椿(つばき)の花が見えて、お米蔵の側(そば)の臭橘(からたち)に薄緑の芽の吹いているのが見えるばかりである。／西隣に空地がある。石瓦(いしがわ)の散らばっている間に、げんげや董の花が咲いている。」(同、九二頁)

次に、数え年七歳の時の記述。

④「お父様が東京からお帰になった。僕は藩の学問所の址(あと)に出来た学校に通うことになった。内から学校へ往くには、門の前のお濠の西のはづれにある木戸を通るのである。木戸の番所の址はまだ元の俣(へ)になっていて、五十ばかりのぢいさんが住んでいる。」(同、九四頁)

(同、九四頁)

最後に数え年十歳の時の記述。

⑤「お母様は、東京へは皆行きたがっているから、人に言うのは好くないと仰(おっし)やった。」(同、九六頁)

⑥「甲冑(かっちゅう)というものは、何でも五年も前に、長州征伐(ちようしゅうせいばつ)があった時から、信用が地に墜ちたのであった。」(同、九六頁)

⑦「僕の国は盆踊りの盛(さかん)な国であった。旧暦の盂蘭盆(うらばん)が近づいて来ると、今年(ことし)は踊が禁ぜられる

そうだとはいふ噂があった。併(しか)し、県庁で他所産(たしょうまれ)の知事さんが、僕の国のものに逆(さから)うのは好くないというので、黙許するといふ事になった。ノ内から二三丁ばかり先は町である。そこに屋台が掛かっていて、夕方になると、踊の囃子(はやし)をするのが内へ聞える。」(同 一〇〇〜一〇二頁)

この翌年、主人公は、鷗外と同じ齡に、父に連れられて上京することになる。

ところで先の拙論では、考察の手掛かりを『キタ・セクスアリス』の心理的テーマに求めた。それは自らを抑圧する悟性による自制心であった。この作品の意図は、性欲の自覚的發展を、自然主義的手法を超えて描くところにあると鷗外自身が述べているが、それは性欲に異常な関心があるように興味本位に描くのではない(『鷗外全集 第五巻』岩波書店、昭和四七年、八六〜八七頁)とするのである。さらに鷗外自身が「自分は少年の時から、餘りに自分を知り抜いていたので、その悟性が情熱を萌芽のうちに枯らしてしまったのである。」(同 一七七頁)とさえ述べるようなこの「自らを抑圧する悟性の成長」は、小論でも重要な考察の手掛かりになる。先の拙論では、それを風景論の立場から考察したが、小論では、歴史的背景からそれを考察する。

そこで、問題はその記述に反映される歴史的背景である。引用①から⑦は、便宜上適当に引き出したというより、性欲に関するエピソードを除いたものをそのまま記したと言つてよい。その意味では、引用の全てに歴史的背景を感じさせる記述があるのは、鷗外自身にそのような視点があったからに外ならない。勿論、この年一九〇九年、四七歳にして文学博士になり、文学者としても円熟の時

期に入り、歴史小説やがては史伝へと執筆の主軸が移って行く鷗外に歴史に対する関心があったことを指摘するのは容易である。しかし、そのことをも踏まえて、この歴史的背景に関する記述には鷗外自身も気づかなかつたとさえ思われるひとつの傾向が見られる。地理的な記述が正確であつただけに、歴史的記述のそのような傾向が浮かび上がって来る。以下、その点を含みつつ考察する。

2 一九世紀の津和野と森鷗外

まず、幼時の鷗外を取り巻く歴史的背景の最も重要な事実が引用①にも記された明治維新と廃藩置県であることは言うまでもない。一月生まれの鷗外は、一八六七年一〇月の大政奉還から一八六八年四月の江戸開城を五歳から六歳で迎えたことになる。そして、明治四年(一八七二)の廃藩置県は、満九歳で迎えている。中央で起こつたこの変化そのものには直接関心は向けられないまでも、それに付随して起こる身辺での変化に感受性を働かせるのには十分な年齢であるといつてよい。

鷗外の記述にもあるように、廃藩置県は津和野に人口の激減を招いた。

明治維新時の藩主は、天保一〇年(一八三九)に久留米藩から一五歳で養子に入った久留米藩主有馬頼徳の次男格助、津和野藩第一代藩主亀井茲監(これみⅡ勤斎)である。若くして異国の藩主となった茲監ではあるが、十代にして要求された藩政改革を手始めとして、幕末、維新の動乱期を、藩の重臣たちとともに、意欲的に乗り切つた名藩主と言える。従つて、この茲監の事績は、鷗外の時代的背景としての津和野という場所を構成する重要なものであるとい

えよう。その事績は、明治三八年（一九〇五）、加部殿夫によって『於杼呂我中 亀井勤齋伝』としてまとめられた。小論では主にその復刻版『於杼呂我中 亀井茲監伝』（マツノ書店、昭和五七年）を参考にしつつ考察する。また、野津左馬之助編『鹿足郡誌』（島根縣鹿足郡町村長會発行、昭和一〇年・復刻川臨川書店、昭和六二年）をもとにして、鷗外の記述と関係する歴史的事実を茲監の事績に重ねて確認する。

まず、茲監が藩主になった当時の我が国の状況を象徴的に表している事件として、その年、將軍徳川家慶になって三年目の天保一〇年に起こった「蛮社の獄」がある。天保八年（一八三七）に『那波列翁伝』を発表した小関三英や、天保九年（一八三八）に『夢物語』を発表した高野長英、『慎機論』を発表した渡辺華山などが罪に問われ、小関三英は自殺、高野長英は終身禁獄、嘉永三年（一八五〇）自殺、渡辺華山は蟄居、二年後に自殺、という洋学者に対する弾圧事件であることは言うまでもない。これは、天保七年（一八三六）に餓死者一〇万を出したといわれる奥羽地方の大飢饉などの経済的困窮に端を発した一揆の頻発、とりわけ、天保八年（一八三七）の大塩平八郎の乱などのような社会不安と、同年、浦賀や薩摩に入港し砲撃されたアメリカ船モリソン号の事件に象徴される開国への国内外の圧力に対する不安に対する幕府なりの政策であったといえる。当然幕府はその前後には、出初め式の禁止などといった儉約を趣旨とする様々の法を施行してはいたが、天保一二年（一八四一）、大々的な改革を打ち出した。これが老中水野忠邦を中心に行われた「天保の改革」である。財政立て直しを主旨としたこの改革が、厳しい儉約と身分制度の再確立といった保守的性格を持つことはいう

までもないが、他方、開国への圧力に対して天保一三年（一八四二）の「異国船薪水給与令」を出すなどの革新的側面をも併せ持つという複雑な様相を示さざるを得なくなる。

このような中央の動きは、津和野藩にも影響を与える。茲監は、当初三年間は、政治に携わることが出来ず、天保七年（一八三六）の「申年の大洪水」などによる大飢饉を乗り切った家老多胡丹波が藩政を動かしていた。しかし、持続する経済危機は如何ともできず、本来その解決のために藩意は病弱な第一〇代藩主茲方に代えて茲監を迎えたのであった。天保一三年（一八四二）二月、藩中の不満を浴びた多胡丹波を罷免した茲監は、自ら津和野藩の天保の改革に乗り出す。その主目的が財政立て直しであり、儉約、緊縮財政、産業育成などの政策を実行したのはいうまでもないが、後年になって最もその効果を発揮したと思われる、また鷗外にも重大な影響を及ぼすことになるのは、文教政策であった。

藩校養老館はすでに天明六年（一七八六）に第八代藩主矩賢（のりかた）によって創設され、大坂の山口剛齋（景徳）を迎えて幕府に習って朱子学を中心とした教育を行っていたが（『於杼呂我中 亀井茲監伝』六三五頁）、茲監は、嘉永元年（一八四八）からその改革にかかる。それは、世襲によって朱子学を教えて来た山口家を、「山口家は、その職を世々にして、文教の牛耳を執りしものなりしを、勤斎、断然其旧慣を破り、岡熊臣を擢て、国学の教師と為し、命じて学則を撰ばしめ、山口家をば、他の文武教師の列に置き、単に漢学科の教官として、生徒を教養せしめ、（中略）和魂漢才にして、国家有用の器を養成せんことを期せられき」（『於杼呂我中 亀井茲監伝』一一八頁）と記されるように、他の文武教師と同列に置

き、代わりに、天皇中心主義的な国学者、岡熊臣に学則を選ばしめたのである。これが、後の王政復古の際に役立ったことはいうまでもない。この前後の様子を沖本常吉『津和野藩』（津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四三年／平成元年）では、その前年に江戸深川の下屋敷を売った費用で、養老館を独立採算制にする基金とし、武道道場を増設したとされ、また、学制改革では、従来の漢学、医学、礼学、数学、兵学に加えて医学の中に蘭医科を置き、そして、上述の国学を設けたとされている（『津和野藩』九二〜九三頁）。歴史の流れを顧みる時、これらが時宜を得ていることはいうまでもない。そして、それぞれの分野に応じた人材育成を積極的に行い、藩内の優れた人材を各地に派遣して勉強させ、行く手に近づく時代の変化に対応しようとした。養老館の最晩期に教育を受けた森鷗外を含めて、それは、見事に成功したと言える。明治維新とともに各地の藩校は閉鎖になるが、養老館が閉鎖され、代わりに津和野化成堂が開校したのは明治四年（一八七一）である。森鷗外が養老館に入学したのは明治二年（一八六九）、七歳の時である。このことを思えば、引用④は、入学の年齢は満年齢と数え年とで符合し、養老館はまだ廃止されていないということになる。

幕末において津和野藩が間一髪の危機に瀕したのは、元治元年（一八六四）と慶応二年（一八六六）の二度に亘って幕府より出された「討長令」すなわち長州を征伐せよとの命令であった。小藩津和野が隣国長州と一戦を交えればその結果は目に見えていた。また、地形を見れば明らかなように、山口から進軍して来た長州軍が野坂峠から津和野城下を目掛けて砲撃すれば、城下は一瞬にして壊滅する。とは言え、幕府に反する力もない。ここで、功を奏したのが日

頃からの文教政策であった。引用⑥は、このことを意味している。それはおおむね次のような状況であった。

「討長令」すなわち「防長征討令」は、二度に亘って出された。それに対して津和野藩は藩の事情から苦しい選択を迫られた。まず、第一次征討令は、元治元年（一八六四）七月二三日に発せられた（『於杼呂我中 亀井茲監伝』三三七頁）。それに対して津和野藩ではまず「同（七月）二七日、右討長の例に対し、上書して、邦内に干戈を動かすの時に非るを言い、其期を緩うし、為に尽力して無事を謀らんとす。」（『於杼呂我中 亀井茲監伝』三三八頁）と述べられるように、とりあえず様子を見て、時期を延ばそうとした。そして、幕府方、長州方の双方に日ごろ育成して来た人材を遣わし、状況を把握するとともに、双方の和解を図ったのである。また、『津和野藩』には、ほぼ次のように記されている。茲監は、藩士全員を集めて意見を聞き、他方、藩財政の足しにしていた俸禄二割の上げ米を免じて藩の結束を図った。その結果、征討令は遵守しなければならぬが、長州とは古来隣藩として深い関わりがあり、征討の日時も決まらない今、みだりに動く必要はない、との結論に至り、とりあえず国境警備に当たることにした。その後、長州藩が恭順の意を示し、事態は落ち着いたのである（『津和野藩』一一一〜一二三頁）。次に、第二次征討令は、慶応二年（一八六六）四月に発せられた。幕府は軍目付長谷川久三郎を津和野に送り、「（五月）一六日、竟に津和野に入り、永明寺に館す。」（『於杼呂我中 亀井茲監伝』三九三頁）と記されるように軍目付は永明寺に入る。『於杼呂我中 亀井茲監伝』のこの箇所には、軍目付が浜田に止まっている間に、津和野から使いを送って津和野入国を思いとどまるよう説得したこと

が無に帰した旨述べられているように、津和野にとっては危機的な事態であった。他方、益田・浜田には幕府方の連合軍が集結し、それに対して、津和野を挟んだ山口側の長州軍は、「同（五月）一日、長門藩は、幕軍の漸く国境に通ることを偵知し、特使をして書を我藩に致し、告げて曰く。幕兵の城邑に入ることを謝絶し、一を市民の鎮撫に力を用いるの得策なることを勧む。蓋し、本藩が積年の交誼に酬ゆるの好意なり。」（於杼呂我中 亀井茲監伝」三九五頁）と述べられるように、幕府軍が津和野に入ることを拒否せよとの勧告を突き付けてくる。かくして、一触即発の危機に至ったのである。先にも述べたように津和野で戦火が開かれれば、城下が壊滅することは目に見えている。「六月三日。幕兵、周防国、大島郡を侵掠し、先ず戦端を開く。（中略）越えて五日、報致る。永明寺在宮の軍目付、急に廊内養老館に移る。」（於杼呂我中 亀井茲監伝」三九七頁）と述べられるように、すでに大島では戦火も交え、藩内にも危機的な状況が迫る中に、津和野藩は「これより先、福羽文三郎（美静）を長門藩に遣り、彼の兵の、我城下に入る事を避けしむ。」（於杼呂我中 亀井茲監伝」三九七頁）と述べられるように、長州藩に福羽美静を直接交渉に派遣したり、また幕府方の各藩にもそれぞれ的人物を派遣したりなど、水面下でさまざまな交渉が行われることになる。津和野では引用⑥にあるように、武力は無力であり、さまざまな交渉が、また、それを遂行する人材こそが価値あるものだという風聞が伝わっている。かくして藩としては「当藩の処置」として「一 長兵、俄に領内に押入、素より小藩防御難相成、其上、城下、長州至近故、防方甚当惑に付、軍目付へも相談之所、人数領内繰出に不及、城下専務に警衛可致旨申聞候に付、城下至近之野阪

口へ、人数繰出、其余城下に相固め、防戦の手配致候事。」（於杼呂我中 亀井茲監伝」四〇七頁）と、小藩につき防ぎ切れない、という口実を軍目付に納得させたいので、「一 領域諸口へは、夫々家来差出置、為差止候所、何分不聞入押込、」（於杼呂我中 亀井茲監伝」四〇七頁）と、各所の地名を列記しつつ、すべて防ぎ切れなかったという言い訳を作り、長州軍を素通りさせたのである。その結果、長州軍は津和野領内を素通りして益田・浜田へと進軍し勝利する。津和野を素通りしたことについては、長州藩自身が、ただ道を借りたのみと弁明している。残された問題は、津和野に入っていた軍目付の処置であったが、津和野藩は、勝者長州藩に対して一時引き渡すが、必ず津和野に返還するようにという確約をとり、そのように実行した。九月に軍目付を広島に送ってようやく、幕府と長州とに挟まれたきわどい交渉は一段落することになる。

これらの度重なる危機を乗り越えたのは、先にも述べたように、交渉を遂行する優秀な人材であった。「征長令」の事件はその人材を和漢洋のそれぞれの分野に互って積極的に養成して来た成果が最も発揮された事件であったし、津和野の人たち自身がそれをはっきり自覚していたのである。

かくして、時代は明治を迎える。明治四年（一八七二）五月二二日、津和野藩知事茲監は自ら廃藩置県の建白書を政府に提出、翌六月二五日、津和野藩は廃せられて浜田県に併合されることになる。さらに政府が全国に廃藩置県の布告をしたのが七月一四日である。これが、引用①の事態である。

「元禄期津和野城下侍屋敷明細絵図」（津和野町郷土館蔵）と現在の地図とを比較しても明らかのように、町の南半分、旧武家屋敷

町は、今日の方が家が少ない。引用②のようにそれなりの家を構えて地域の管理機能を有していた武士階級が、その存在理由を失って町を去ったのである。官吏などの職に恵まれたものは東京に出た。

引用⑤はこのことを指す。また、あき地などが目立ち始めたことは、引用①、③、④などにもかいまみえる。

また、引用⑦からは、県知事と津和野の住民の双方が気を遣っていたことが伺われるが、実はこの盆踊りは、ただの村祭りという以上の意味がある。矢富巖夫『鷺舞と津和野踊り』（津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四八年／昭和六〇年）によると、この盆踊りすなわち津和野踊りの由来は、次のような史実によるといふ。津和野初代藩主亀井政矩の父茲矩が、天正年間（一五七三～一五九二）に豊臣秀吉について鳥取鹿野城にいて周囲の敵と戦っていた時、近くの金剛城を落とすのに一案を用いた。それは、鹿野城下に踊りを流行らせ、金剛城主や家臣がその見物に赴いた際に城を奪うというものであった。そして、作戦はみごとに成功したという。それ以来、亀井家はこの踊りを伝え、それを津和野にも伝えたという。鳥取県鹿野地方の亀井踊りはこのエピソードをそのまま歌詞に入れているが、津和野に今日伝わるものには、「王舎城裏のあの殿方は、こわいようでもなさけが深い、深いはずだよ亀井さま」と謳われている（『鷺舞と津和野踊り』一一四～一二七頁）。このような由来と歌詞を持つ津和野踊りに、併合したばかりのよその知事（浜田県知事佐藤信寛）が気を遣い、その知事に住民が気を遣うのは想像するに難くない。

さて、かくして鷗外の記述は、歴史的事実を織物のように組み入れて効果を発揮している。そこには淡々と確実に周囲を見つめて記

述していくというリアリズムが感じられる。そして、当時の津和野における歴史的事実をほとんど余す所なく象徴的に捕らえ得ているようにさえ見える。

しかし、当時の歴史的事実のうち、たったひとつ重大な事件に言及していない。

それは、「肥前国、長崎、浦上村耶蘇教徒を保管し、其れをして、改悛せしむべきの命を報じ、藩士、森岡新五右衛門。神職、佐伯勘解由等をして、教導の任に当らしむ。」（『於杼呂我中 亀井茲監伝』五三四頁）と記されるように、明治元年（一八六八）から明治六年（一八七三）に互って行われた、乙女峠光琳寺などにおけるキリスト教徒幽閉弾圧事件である。場所における普遍的事実の構成が、個を限定しているという場所論的構造から言えば、言及しないというこの事実にもまた、鷗外の本質の一端があるはずである。

3 キリシタン弾圧と森鷗外

沖本常吉『乙女峠とキリシタン』（津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四六年／昭和六一年）や山崎一穎監修『鷗外 津和野への回想』（津和野町郷土館、平成五年）の記述をまとめれば、明治元年閏四月、津和野藩は、太政官からキリシタンを預かり、「人事を尽し懇切に教諭致し、良民に立ち戻り候様」すべしという通達を受ける。その後二八人のキリスト教徒が長崎の浦上から光琳寺に送られたのが六月である。亀井茲監の「説諭改宗論」や福羽美静の記録からも推測されるように当初は説得を旨として対応し、また、政府中央では明治二年（一八六九）五月に「処分を実施するが厳刑は否とする」という議決が為されたりなどしたにも関わらず、各地の現場では厳

しい迫害が行われたとされる。津和野には、明治二年（一八六九）にはさらに一二五名のキリスト教徒が送られて、迫害と拷問を受けることになる。『乙女峠とキリシタン』では六年間の死亡者が三四名であったと述べられている（八五〜八六頁）。小さな町で、時には見せしめさえも行われたこのキリシタン弾圧を鷗外は日常のように経験していたはずである。しかし、『鷗外 津和野への回想』でも記されるように（一五頁）、鷗外はこのキリスト教徒迫害に関する記述を生涯に亘って全く残していない。同書では鷗外の関係者が弾圧にかかわっていたからだという理由も紹介してある。そのような事情は津和野の人々の多くにあったことである。もちろんこれは、政府中央でも厳罰を否定する決議をしたくらいであるから、津和野の人たちにも、非人道的な行為であることは分かっていたはずである。それにもかかわらず黙っていなければならないのが、政治というものであった。筆者のフィールドワークによれば、現在でも津和野の人たちは、この事件に口が重い。言わば津和野住民すべてにおける歴史的悲劇なのである。

この言い知れない抑圧は、ものを書くという仕事を持つ際に、自己を語らなかつたという指摘があったり（林達夫「自己」を語らなかつた鷗外）、『日本文学研究資料叢書 森鷗外』有精堂、昭和四五年、一六三〜一六六頁）、その人間像の形成に「待つ」「耐える」という契機があると指摘されたりすること（清田文武「鷗外の歴史小説における人間像の形成 ―「待つ」「耐える」という契機を中心に―」、『日本文学研究資料叢書 森鷗外Ⅱ』有精堂、一九七九／一九九一、一九二〜二〇二頁）に深いところで結び付く。さらに先に述べた『キタ・セクスアリス』の「悟性による自制」という結論的テーマ

や性的経験への苦い後味へと結び付く。文学作品に見られる抑圧的傾向をこの歴史的事実との対応とのみ関係付けるわけにはいかないが、少なくとも場所による構成のひとつの重要な要素とだけは言えるよう。

そして、このことは彼の歴史小説のテーマからも推測することができる。大正元年（一九一二）の『興津弥五右衛門の遺書』に同年の乃木大将の殉死を重ねるのは当然かも知れないが、そもそも彼がその殉死に、その後の夥しい殉死や刑死をテーマとした作品の契機をみることに自体、蓄えて来た潜在的な問題意識の発露とみることができる。

『阿部一族』『堺事件』『大塩平八郎』『栗山大膳』など罪人に寄せる同情の念とともに、淡々と歴史という運命の重さを描く作品には、彼が抑圧すべき対象の大きさ深さが窺える。それらの苦しみを超えた理想郷が『ぢいさんばあさん』であり、役人に一矢報いるのが『最後の一句』である。これらすべてのモチーフの萌芽が津和野のキリシタン弾圧にあるというのはいき過ぎであろうか。まして、文豪森鷗外が、隠された思いのたけを書かないはずは無いとは言えないだろうか。勿論これは、新たな資料の発掘を含め、より詳細な考察を必要とする残された問題である。

結 び

さて、小論で述べて来た歴史的事実は森鷗外の幼年期に「元型的な意味で重要な影響を与えたといえる。これが場所の自己限定である。そして、序でも述べたように、それが鷗外の幼年期だっただけにその時期に鷗外の側から場所に対して大きな限定を与えることはでき

なかった。しかし、いま時間を超越して、森鷗外記念館や森鷗外生家、そして永明寺の森鷗外墓に象徴されるゆかりの土地を訪れる数多くの人々と、数多くの作品を通して、森鷗外は紛れも無く、津和野という場所を豊かに限定し続けているのである。

(あらき まさみ 福岡女学院大学教授)

主な引用文献・参考資料

- 『西田幾多郎全集 第七卷』岩波書店、一九四九／一九八八
- 『西田幾多郎全集 第十四卷』岩波書店、一九五一／一九八八
- 『鷗外全集 第三五卷』岩波書店、昭和五〇年
- 『鷗外全集』講談社学術文庫、一九九〇
- 『鷗外全集 第五卷』岩波書店、昭和四七年
- 加部敏夫編『於杼呂我中 亀井茲監伝』マツノ書店、昭和五七年
- 沖本常吉『津和野藩』津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四三年／平成元年
- 野津左馬之助編『鹿足郡誌』島根縣鹿足郡町村長會発行、昭和一〇年・復刻Ⅱ臨川書店、昭和六二年
- 「元禄期津和野城下侍屋敷明細絵図」津和野町郷土館蔵
- 矢富敏夫『鷺舞と津和野踊り』津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四八年／昭和六〇年
- 沖本常吉『乙女峠とキリシタン』津和野歴史シリーズ刊行会、昭和四六年／昭和六一年
- 山崎一穎監修『鷗外 津和野への回想』津和野町郷土館、平成五年
- 林達夫「自己を語らなかつた鷗外」『日本文学研究資料叢書 森鷗外』有精堂、昭和四五年
- 清田文武「鷗外の歴史小説における人間像の形成 —「待つ」「耐える」という契機を中心に—」『日本文学研究資料叢書 森鷗外Ⅱ』有精堂、一九七九／一九九一



津和野町図書館および資料館として利用されている今日の養老館